



特集1

～「まさか」は突然やってくる～
災害に備えるためにできること P2

特集2

動物愛護ってなあに？
～考えてみよう、動物との暮らし方～ P6

～「まさか」は突然やってくる～ 災害に備えるためにできること

令和6年1月1日、石川県に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震から半年以上が経過し、現地では少しずつ復旧作業が進む一方で、倒壊した建物が未だに取り残され、避難所生活を余儀なくされている人も多くいます。

もし近いうちに、志木市で大規模な災害が起きた時、あなたはどのような行動をすべきか整理できていますか？突然やってくる災害から自身や家族の命を守る準備をしましょう。

問合せ／防災危機管理課 ☎048(473)1123

防災対策で特に重要な「自助」とは？

災害への備えを考えるときには、自身や家族の身の安全を守る「自助」、地域など周囲の人たちが協力して助け合う「共助」、警察や自衛隊、地方公共団体などによる救助や援助の「公助」が重要といわれています。

そのなかでも特に重要な「自助」では、ライフラインが停止した場合に備えて、水や食料などの生活用品を備蓄しておくとともに、身の安全を守るために自宅の防災対策をしておくことが大切です。

3種類のハザードマップを入手し確認しましょう

市で発行しているハザードマップは、洪水ハザードマップ（2種類：新河岸川・柳瀬川編、荒川編）と地震ハザードマップの計3種類があります。

ハザードマップには避難想定区域や避難所・避難経路だけでなく、マイタイムライン（避難に備えた行動をあらかじめ記入しておくチェック表）の作成方法など災害時に役立つ情報が多く掲載されています。

ハザードマップは、防災危機管理課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできますので、早めに入手し避難所・避難経路などを確認しましょう。



▲ハザードマップ



志木市メール配信サービスに登録しましょう

登録しておくことで志木市が対象となる災害情報を受信でき、災害発生時の迅速な情報収集ツールとなります。また、防災行政無線の放送内容も配信していますので、ぜひ登録しましょう。



▲メール配信サービス

非常持出品と非常備蓄品の2通りの防災グッズを準備しましょう

災害が発生した場合には、十分な支援がすぐに受けられるとは限りません。電気やガス、水道などのライフラインが使用できなくなり、飲食料をはじめとする生活必需品が確保できなくなる状況を想定し、事前に各家庭で備蓄を進めておくことが大切です。

災害発生時にできるだけ慌てることのないよう、避難時に持って逃げる「非常持出品」と災害後の生活を支える「非常備蓄品」の2通りを分けて準備しておきましょう。

非常
持出品



■ 貴重品



■ 携帯ラジオ



■ モバイルバッテリー



■ 懐中電灯



■ ハザードマップ



■ 非常食・水



■ 簡易トイレ



■ 応急医薬品



■ その他の生活用品



■ ヘルメット

非常
備蓄品



■ 食料



■ 水



■ カセットコンロ



■ 給水用品



■ 生活用品



■ 簡易トイレ

備蓄の目安

非常備蓄品は最低3日～1週間分を自足するための分量を備えましょう。

(参考)

- ・水は1人1日3リットル×日数分
- ・簡易トイレは1人1日5回×日数分

※家族構成によって必要となるものが異なるため、自分や家族にとって必要なものを準備しましょう。

ローリングストックのすすめ

ローリングストックとは、普段から少し多めに食材や加工品を買っておき、使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法のことです。

ローリングストックのポイントは、日常生活で消費しながら備蓄することであり、古い食料から消費することで備蓄品の鮮度を保ち、いざという時にも日常生活に近い食生活を送ることができます。



地震に備える ～家具類の転倒・落下・移動防止対策～

①周囲の状況の確認

通路に危険な場所や物がないか確認しておきましょう。

②安全スペースの確保

室内に、ものが落ちてこない、倒れてこない、家具が移動しない空間(安全スペース)を作っておきましょう。

③家具の配置

寝室や子ども・高齢者の部屋、出入り口付近に背の高い家具を置かないようにしましょう。

⑤棚やタンスなどの家具

物を収納する場合は、重いものを下にし、倒れにくくしましょう。

④家具の固定

棚やタンスなどの家具をできるだけ固定しましょう。L型金具などで壁にネジで固定するのが最も安全ですが、それが難しければ、ポール式器具(突っ張り棒)+ストッパー式器具または粘着マット式器具で固定しましょう。

出典:東京消防庁

水害に備える ～洪水時の警戒レベルを知って行動を把握～

災害発生のおそれがある場合、市町村などから発令される「警戒レベル」と、国や都道府県から発令される「警戒レベル相当情報」の2種類の情報が発令されます。

警戒レベルとは、災害発生の危険度と、とるべき避難行動をわかりやすく理解するための情報です。

警戒レベル相当情報とは、国土交通省、気象庁、都道府県などが発令する防災気象情報のことで、皆さんが避難行動などを判断するための参考となる情報です。

市から警戒レベル3(高齢者等避難)や警戒レベル4(避難指示)が発令された際に危険な場所にいる場合は、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川から少しでも離れた、頑丈な建物の上層階に速やかに避難するなどの安全確保行動を取ってください。

警戒レベル	避難情報など	とるべき行動
5	緊急安全確保	命の危険、直ちに安全確保!
～警戒レベル4までに必ず避難～		
4	避難指示	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者や障がい者等は避難
2	大雨・洪水・高潮注意報	避難行動を確認
1	早期注意情報	最新情報に注意

気象情報

避難の目安となる情報です

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
大雨・洪水警報 等

地震や大雨に備えて 住まいや宅地などの点検をしましょう

近年、地震や大雨により、各地で地盤の崩落やブロック塀の倒壊など周囲に大きな影響を与える宅地被害が発生しています。

土地の所有者は、宅地の安全の維持に努める責任があるため、日頃から所有する土地や周辺の擁壁、ブロック塀などの安全点検をしましょう。

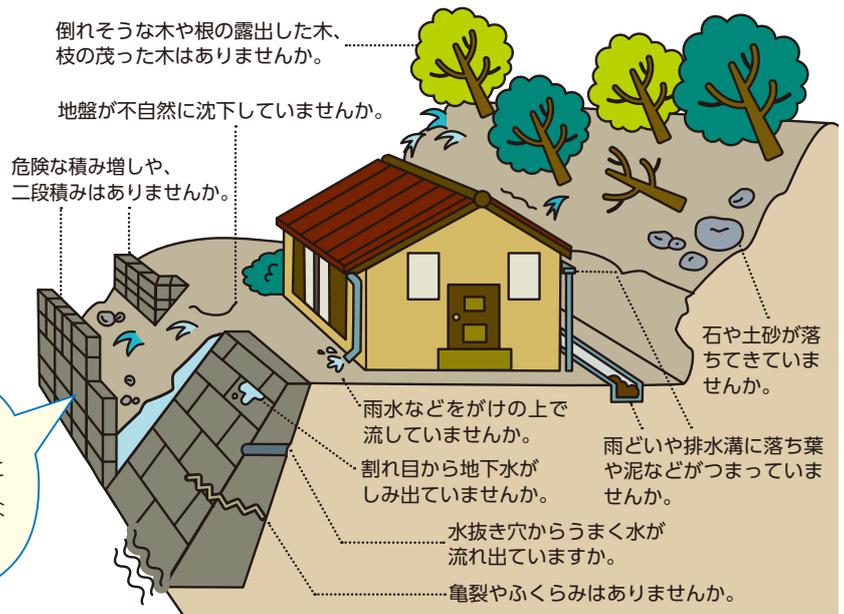
問合せ／建築開発課 ☎048(456)5372

安全点検のポイント

ブロック塀の倒壊や擁壁の崩落などは、日頃の安全点検により、未然に被害を防いだり軽減することができます。擁壁やブロック塀など、不安な点があれば専門家（一級建築士など）へ相談することをおすすめします。

基準を満たさないブロック土留の危険

塀を作るための空洞ブロックは、本来、擁壁として構築されるものではありません。特に土などを留めているブロックには注意しましょう。



役立つマニュアルを公開中！

住まいの防災に関するマニュアルを国土交通省ホームページからご覧になれます。宅地をめぐる災害についての詳しい点検のポイントが事例ごとに示されているほか、災害対策も掲載されていますので、ぜひご活用ください。



▲宅地安全マニュアル



▲我が家の擁壁チェックシート



▲ブロック塀などの安全対策

地震から命を守る補助金があります！

倒壊の危険性が高いといわれている昭和56年6月以前に建築された、戸建住宅や分譲マンションの耐震診断や耐震改修工事などを行う場合に、補助金が利用できます。

地震から大切な命を守るためにも、こちらの補助金を活用し、ご自宅の耐震化を進めましょう。

また、危険ブロック塀などの撤去・改修工事への補助金もご利用ください。補助には一定の要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。建築開発課へお問い合わせください。



▲建築物耐震診断、耐震設計及び改修補助金について



▲危険ブロック塀等撤去改修補助について